

# 子ども医療費助成の案内

## 0歳～中学生のお子さんのおられる方へ

### 助成の対象者

大崎市に住んでいる0歳～15歳（中学校を卒業するまで）のお子さんと国民健康保険や各種社会保険など（勤務先の健康保険組合など）に加入している方。

ただし、生活保護を受けている方は助成の対象にはなりません。

### 助成の範囲

助成されるのは保険診療分の自己負担額です。なお、高額医療費や健康保険組合などからの家族療養費などが支給される時は、その額を差し引いて助成します。

0歳～15歳児（中学校卒業まで）

◎入院外 外来・歯科・調剤・療養費・補装具・訪問看護療養費など

◎入院 入院する場合は加入している保険から必ず**限度額適用認定証**を交付してもらい、入院する病院にご提示ください。なお**限度額適用認定証**を提示せず、1ヶ月の自己負担額が高額療養費に該当した場合は、一旦医療機関の窓口での支払いが発生する場合があります。支払が生じた場合は、加入している保険に償還の手続きをしてください。

なお、住民税非課税世帯の方は、**限度額適用認定証**を提示することで、入院時の食事の負担額が減額されます。

### 問い合わせ先

本庁 大崎市民生部子育て支援課子ども給付係（市役所西庁舎2階）電話 23-6045

所在地 大崎市古川七日町1番1号

- |          |                       |            |
|----------|-----------------------|------------|
| ●松山総合支所  | 市民福祉課（総合支所1階）         | 電話 55-5020 |
| ●三本木総合支所 | 市民福祉課（総合支所1階）         | 電話 52-2114 |
| ●鹿島台総合支所 | 市民福祉課（総合支所1階）         | 電話 56-9029 |
| ●岩出山総合支所 | 市民福祉課（総合支所1階）         | 電話 72-1214 |
| ●鳴子総合支所  | 市民福祉課（保健医療福祉総合センター1階） | 電話 82-3131 |
| ●田尻総合支所  | 市民福祉課（スキップセンター）       | 電話 38-1155 |

## 資格登録の手続

医療費の助成を受けるためには、子ども医療費助成受給資格登録の申請をする必要があります。出生・転入などの手続きをしてから、本庁は市民課窓口へ、各総合支所は市民福祉課窓口で、すみやかに資格登録申請を行ってください。

登録申請日から助成の対象となりますので遅れずに手続きを行ってください。ただし、出生・転入等の事由が発生した日から、1ヶ月以内に登録申請を行えば、助成要件を備えた日に遡って助成開始日となります。

## 所得制限について

所得制限表 (条例の改正により変更になることがあります。)

扶 養 親族の数	人 0	人 1	人 2	人 3	人 4	人 5
所得額	千円 3, 4 0 1	千円 3, 7 8 1	千円 4, 1 6 1	千円 4, 5 4 1	千円 4, 9 2 1	千円 5, 3 0 1

注1) 扶養親族の数は、所得税法に規定する同一生計配偶者及び扶養親族の合計です。

注2) 扶養親族1人につき38万円を加算した額が限度額になります。

注3) 同一生計配偶者のうち70歳以上の者又は老人扶養親族(扶養親族のうち70歳以上)がある場合には、対象者1人につき10万円を、特定扶養親族(扶養親族のうち16歳以上23歳未満の者)がある場合には、対象者1人につき、15万円を加算します。

注4) 上記「所得制限表」に当てはめる所得は、地方税法に基づく税額を算出するときに控除された金額及び人的控除等を受けている場合にはその内容により以下の金額を控除したあとの所得となります。

- ・ 社会保険料相当額8万円
- ・ 雑損控除相当額
- ・ 医療費控除相当額
- ・ 小規模企業共済等掛金控除相当額
- ・ 配偶者特別控除相当額
- ・ 障害者控除1人につき27万円
- ・ 特別障害者控除1人につき40万円
- ・ (みなし) 寡婦(夫)控除額27万円
- ・ (みなし) 寡婦特別控除35万円
- ・ 勤労学生控除27万円

◎ 給与所得とは、1年間に支われた給料、手当、賞与などの合計額(総収入額)から一定の割合の控除額(給与所得控除額)を差し引いた残りの額(給与所得控除後の金額)です。

◎ だれの所得か・・・子どもの保護者(一般的には父親及び母親)の所得です。

## 手続きに必要なもの

次のものを持参して手続きをしてください。

1. **健康保険証** (児童の氏名が記載された、または加入予定のもの)
2. **預金通帳** (保護者名義の普通預金。口座振替する場合に使います。  
ゆうちょ銀行の場合、通帳に振込用口座番号が印字されているもの)
3. **個人番号カード または 通知カード**  
(保護者及び児童のもの)
4. **個人番号利用の同意書(市の窓口にあります) または課税所得証明書 ※転入の場合のみ必要**  
※転入の場合は保護者の所得確認が必要なため、マイナンバー利用の同意書または以下のとおり、1月1日に住所のあった市区町村発行の課税所得証明書等(所得額、控除額、扶養人数のわかるもの)のいずれか一方が必要になります。ただし、マイナンバー利用の同意書の場合は、該当する年度の住民税の申告が必要です。  
**(所得証明書を取得する場合)**
  - ・ 1月から9月に申請の場合  
前年の1月1日に住民登録があった市区町村が発行するものが必要です。
  - ・ 10月から12月に申請の場合  
当年の1月1日に住民登録があった市区町村が発行するものが必要です。

## 助成の方法

県内で受診する場合、病院などの窓口健康保険証と一緒に「子ども医療費助成受給者証」を提示すると、保険診療分の自己負担額は原則的に無料になります。

ただし、県外で受診した場合や現物給付に対応していない保険に加入している場合、治療用補装具(コルセット、治療用眼鏡、義足等)につきましては医療機関で一旦支払いをしてください。

その後、保険診療分の自己負担額の領収書を添えて、市役所子育て支援課子ども給付係または各総合支所市民福祉課へ申請してください。

## 助成の対象外

健康診断や予防接種、200床以上の病院に紹介状なしで受診した際に請求される非紹介患者初診加算料などの保険外負担分や入院時食事代等については対象外となります。

## 変更、喪失の届出

次の登録事項に変更があったときは変更、喪失の届出が必要です。

◎住所 ◎氏名 ◎加入健康保険 ◎振込口座 ◎生活保護 など

## 大崎市の救急医療体制

休日や夜間の救急医療機関は、広報おおさきや新聞、次のホームページ、電話案内で確認が出来ます。

- 大崎市のホームページ <http://www.city.osaki.miyagi.jp/>
- 大崎市医師会のホームページ <https://www.furukawa-med.or.jp/>
- 宮城県のホームページ <http://www.pref.miyagi.jp/>
- 休日・夜間診療案内電話番号 ☎0229-24-2267

## 子どもの救急医療情報

- 宮城県こども夜間安心コール

15歳未満のお子さんの急な発熱やケガなどでお困りの時に、応急処置などの対応方法を看護師が電話で相談を受け付けています。

電話番号 ☎#8000 (プッシュ回線の固定電話, 携帯電話から)

☎022-212-9390 (プッシュ回線以外の固定電話, PHS 等から)

相談時間 毎日 19:00～翌朝8:00

- こどもの救急ホームページ <http://kodomo-qq.jp/>

対象年齢生後一ヶ月から六歳までのお子様について、休日や夜間などの診療時間外に医療機関を受診するかどうか、判断の目安などの情報を提供しています。(監修：厚生労働省研究班／公益財団法人日本小児科学会)

